

令和6年4月21日執行

碧南市長選挙資料

碧南市長選挙における政党その他の政治団体の

# 政治活動の概要

碧南市選挙管理委員会

# はじめに

政党その他の政治活動を行う団体が自らの組織の伸長のために政治活動を行うことは当然であり、憲法上保障されている集会、結社及び表現の自由の原則からみても、政治活動は本来自由であるべきものです。

しかし、選挙時における政治活動は、選挙運動と紛らわしく、かつ、選挙に与える影響も極めて大きい点は否定できません。このような選挙運動と紛らわしい政治活動は、選挙の自由・公正を確保する見地から、何らかの規制を加えなければならないものと考えられます。

そこで、公職選挙法では、特定の選挙（衆議院議員、参議院議員、都道府県及び指定都市の議会の議員、都道府県知事、市長の選挙）の行われる区域では、一定の期間、政党その他の政治活動を行う団体が、特定の政治活動を行うことを禁止しています。

ただし、衆議院議員選挙を除く選挙においては、確認を受けた政党その他の政治団体（以下「確認団体」といいます。）は、一定の制限のもとに政治活動をすることができることになっています。

この小冊子は、今回執行される碧南市長選挙において、確認団体が行う政治活動の規制についての概要を述べたものですが、実施にあたっては法令等にも十分注意してください。

なお、この小冊子では、法令等について次のように略称を使用しています。

- 法        : 公職選挙法（昭和25年法律第100号）
- 令        : 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
- 規則      : 公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）
- 市選管    : 碧南市選挙管理委員会

## 略語令

法201の9①IV：公職選挙法第201条の9第1項第4号

# 目 次

1	規制される政治活動	1
2	政治活動が規制される期間	2
3	政治活動が規制される区域	2
4	確認団体	2
5	確認団体が行うことができる政治活動	
(1)	政談演説会	4
(2)	街頭政談演説	5
(3)	政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用	7
(4)	政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機の使用	7
(5)	ポスターの掲示	8
(6)	立札及び看板の類の掲示	9
(7)	ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布	10
(8)	連呼行為	11
(9)	特定候補者の氏名等の記載	11
(10)	国若しくは地方公共団体が所有し又は管理する建物における文書図画の頒布	12
(11)	機関新聞紙、機関雑誌への選挙に関する報道、評論の掲載	12
6	政治活動関係申請書等用紙（記載例等）	
(1)	政治団体確認申請書	14
(2)	政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書	15
(3)	確認書	16
(4)	政談演説会開催届出書	17
(5)	政治活動用ポスター証紙交付票	18
(6)	政治活動用ビラ届出書	19
(7)	政治活動用機関紙（誌）届出書	20
(8)	受領書	21

## 各種届出等一覧

届出等の種類	届出先等	届出等の期限等	参照ページ
政治団体確認申請	碧南市選挙 管理委員会	規制されている政治活動をし ようとする以前に	3 及び 1 4
政談演説会開催届出		開催しようとする以前に（こ の場合、告知用立札等の表示 が交付される。）	4 及び 1 7
政治活動用ポスター証紙 の交付請求		ポスターを掲示する以前に	8 及び 1 8
政治活動用ビラの届出		ビラを頒布する以前に	1 0 及び 1 9
政治活動用機関新聞紙 （機関雑誌）の届出		機関紙等を頒布する以前に	1 2 及び 2 0

## 1 規制される政治活動

### (1) どのような態様あるいは手段による政治活動が規制されるか

政党その他の政治活動を行う団体は、碧南市長選挙の告示日から選挙期日当日までの間、碧南市内において、その政治活動のうち、次に掲げる政治活動を行うことができません。ただし、一定の要件を満たす政党その他の政治団体（以下「確認団体」という。後述「4 確認団体」参照。）については、一定の規制のもとにこれを行うことができます（後述「ケ」を除く。）（法 201 の 9①、法 201 の 11、法 201 の 12、法 201 の 13①、法 201 の 15①）。

なお、政治資金規正法第 6 条第 1 項による届出をしていなくても、政治活動を行う団体としての実態を備えていれば、この規制の対象となります。

ア 政談演説会の開催

イ 街頭政談演説の開催

ウ 政策の普及宣伝（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。以下同じ。）及び演説の告知のための自動車の使用

エ 政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機の使用

オ ポスターの掲示（※）

カ 立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示（※）

キ ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布（※）

ク 連呼行為

ケ 掲示又は頒布する文書図画（新聞紙、雑誌及びインターネット等を除く。）に当該選挙の行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項の記載

コ 国若しくは地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）における文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）

サ 政党その他の政治団体が発行する機関新聞紙又は機関雑誌の選挙に関する報道評論の掲載及び頒布

（※）上記オ、カ、キについては、政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マ

ークを表示するものの掲示又は頒布を含む。

## **(2) 規制を受けない政治活動**

規制される政治活動は、(1)アからサまでの態様あるいは手段による政治活動であって、それ以外のものについて制限はありません。たとえば、テレビ、ラジオ、新聞広告等による政治活動は、それが選挙運動にわたらない純粋な政治活動である限り行うことができます。

また、規制を受ける政治活動は、政党その他の政治活動を行う団体の行う政治活動であって、個人の行う純粋な政治活動は規制の対象となりません。

## **2 政治活動が規制される期間 (法 201 の 9 ①、法 201 の 13①、法 201 の 15①)**

碧南市長選挙の告示日から選挙期日当日まで（4月14日から4月21日まで）の期間です。

## **3 政治活動が規制される区域 (法 201 の 9 ①)**

碧南市長選挙の行われる区域（碧南市）です。

## **4 確認団体**

### **(1) 確認団体となるための要件**

碧南市長選挙の告示日から選挙期日前日までの期間中（4月14日から20日まで）は、碧南市長選挙において、所属候補者又は支援候補者を有する政党その他の政治団体のみが、確認団体となることができます。（法 201 の 9 ①）

ア 確認団体になるためには、あらかじめ申請により市選管の確認を受け、その確認書の交付を受けなければなりません（法 201 の 9 ③）。

イ 確認団体の要件については、次のことに留意すること必要があります。

(ア) 「所属候補者」とは、立候補の際に当該政党その他の政治団体に所属する旨の届出をした候補者をいい、「支援候補者」とは、立候補の際にはいずれかの政党その他の政治団体にも所属しないものとして届け出られた候補者で、当該政党その他政治団体が推薦し、又は支持するものをいいます（法 86 の 4 ③、法 201 の 9 ①）。

(イ) 一の確認団体の所属候補者又は支援候補者とされた者は、当該選挙において、他の政党その他の政治団体の所属候補者又は支援候補者とされることはできません。したがって、一の確認団体の所属（支援）候補者となった者は、その後所属政党等の変更があっても、変更後の政党等の所属（支援）候補者にはなれません（法 201 の 9 ④）。

## (2) 確認申請手続

ア 政治団体確認申請書の提出（法 201 の 9 ③）

申請は、次のイに掲げる書類に所属候補者又は支援候補者の氏名等必要事項を記載し、市選管に申請します。

イ 提出書類

(ア) 政治団体確認申請書 1部

(イ) 政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書 1部

なお、所属候補者の場合は、(イ)の同意書は必要ありません。

(ウ) 綱領又は規約 1部

ウ 申請の期間等（法 270①）

碧南市長選挙の告示日（4月14日）から選挙期日前日（4月20日）までの午前8時30分から午後5時までの間に行うことができます。

## (3) 確認書等の交付（法 201 の 9 ③、法 201 の 11②③④、法 201 の 15、令 129 の 5）

市選管は、申請の内容を審査し、所定の要件を備えていると認める政党その他の政治団体には、直ちに次の証明書類を交付します。

交付証明書等	交付枚数	備考
確認書	1枚	
政治活動用自動車表示板	1枚	
政談演説会開催届出書用紙	2枚	告知用立札看板の表示は、一の政談演説会につき5以内
政治活動用ビラ届出書用紙	ビラ1種類につき1枚	頒布できるビラは2種類以内
機関新聞紙（雑誌）届出用紙	機関新聞紙、機関雑誌ごとに各1枚	
政治活動用ポスター証紙交付票	1枚	市選管作成

## 5 確認団体が行うことができる政治活動（法 201 の 9 ①）

政党その他の政治活動を行う団体は、碧南市長選挙の告示日から選挙期日当日まで特定の政治活動を行うことが規制されています（前述「1 規制される政治活動」参照）。ただし、確認団体のみ、**選挙の告示日から選挙期日前日までの間に限り**、一定の制限のもとに次に掲げる政治活動を行うことができます。

### (1) 政談演説会

政談演説会とは、不特定多数の聴衆を集めて政党その他の政治団体が、政治上の主義若しくは政策を推進し、支持し又はこれに反対することを内容として政策の普及宣伝のために行う演説会をいいます。

したがって、定期大会、支部発会式等のように外部に対する施策の普及宣伝を目的としない純粋な団体の内部行為については、政談演説会とはされない取扱いとされています。なお、具体的な運用としては、名称等によって判断されるべきではなく、その実態に基づいて総合的に判断することとなります。

#### ア 開催の回数（法 201 の 9 ①）

当該選挙の行われる区域につき 2 回

#### イ 開催の届出（法 201 の 11②、令 129 の 5 ②）

市選管が交付する「政談演説会届出書」により、必要事項を記入の上、あらかじめ市選管に届け出なければなりません。この場合、施設の使用については、あらかじめ確認団体と施設の管理者との間で使用についての契約を締結し、会場の確保に手違いのないようにする必要があります。

#### ウ 演説会の態様

(ア) 政談演説会では、政策の普及宣伝のほか、所属候補者又は支援候補者の推薦、支持、その他選挙運動のための演説をもすることができます（法 201 の 11①）。

ただし、これらの演説は、政談を本来の目的として行い、選挙運動のための演説はあくまでも従として行われる程度でなければなりません。

また、政談演説会で選挙運動のための演説を行う場合には、法第 166 条第 2 号（汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内における演説の禁止）及び第 3 号（病院、診療所その他の療養施設における演説の禁止）の規制を受けます（法 201 の 11①）。

(イ) 当該会場においては、聴衆に対してする政治活動としての連呼行為、届出済み



のビラ及び機関新聞紙の頒布を行うことができます（法 201 の 9①、法 201 の 13、法 201 の 15①）。

ただし、このビラは候補者の選挙運動のために使用することはできますが、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項は記載できません（法 201 の 9②、法 201 の 13①）。

(ウ) その他、候補者は政談演説会で弁士として演説することもできますし、自己の選挙運動のための演説もできます。

ただし、政談演説会で選挙運動のための演説は、政談を本来の目的とする政談演説会においてあくまでも従として行われる程度でなければなりません。

また、候補者名を記載した腕章、胸章、たすきの類の着用、候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載した文書図画（弁士の垂れ幕を含む。）を掲示することはできません（法 201 の 11①、法 201 の 13①）。

#### エ 開催に関する制限

二以上の選挙が行われる場合、他の選挙期日当日において当該選挙の投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から 300 m 以内の区域では、政談演説会を開催することはできません（法 201 の 12②）。

#### オ 告知のために使用する立札及び看板の類について

政談演説会の告知のために、一の演説会ごとに立札及び看板の類を通じて 5 以内を掲示することができます。掲示については、市選管が交付する「表示」をしなければなりません（後述（6）参照（法 201 の 9①、法 201 の 11⑧））。

## (2) 街頭政談演説

街頭政談演説とは、街路、広場等一般に公開された場所で通行人等に対して行う政談演説をいいます。このような街頭政談演説は、政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の停止しているものの車上及びその周辺においてのみ行うことができます。

あらかじめ演説が行われることを周知し、ある程度一般の通行から遮断された場所において、多数の聴衆を集めて行われるような演説会としての実態を備えているものは、街頭政談演説ではなく政談演説会としての規則を受けます（法 201 の 9、法 201 の 11①）。

#### ア 演説の態様

(ア) 街頭政談演説においては、政策の普及宣伝のほか、従として当該選挙における所属候補者又は支援候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説をもちすることができます（法 201 の 11①）。

ただし、街頭政談演説において選挙運動のための演説を行う場合は、法第 166 条の規制（特定の建物及び施設における演説等の禁止）を受けます。

また、街頭政談演説の場所においては、政治活動のための連呼行為を行うこともできます（法 201 の 13①）。

(イ) 候補者は、街頭政談演説において、弁士として政談演説のほかに自己の選挙運動のための演説もできます。

ただし、候補者名を記載した腕章、胸章、たすきの類の着用、候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載した文書図画（弁士の垂れ幕を含む。）を掲示することはできません（法 201 の 11①、法 201 の 13①）。

(ウ) 街頭政談演説の名においても、もっぱら特定の候補者の選挙運動のための演説が行われる場合は、選挙運動のための街頭演説としての規制を受けます（法 164 の 5 から法 164 の 7 まで）。

## イ 開催に関する制限

(ア) 街頭政談演説は、政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用する自動車の停止した車上及びその周囲においてのみ開催できます（法 201 の 9①）。

「その周囲」の範囲は、停止した自動車の傍らであって、停止した自動車から相当離れた場所までをいうものではありません。

(イ) 時間の制限

街頭政談演説は、午後 8 時から翌日午前 8 時までの間は、開催することができません（法 201 の 12①）。

(ウ) 他の選挙の当日における制限

二以上の選挙が行われる場合、他の選挙期日当日において当該選挙の投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から 300 m 以内の区域では、街頭政談演説を開催することはできません（法 201 の 12②）。

(エ) その他

街頭政談演説の開催には、法第 140 条の 2 第 2 項（学校、病院、診療所等の周辺における静穏の保持）及び法第 164 条の 6 第 3 項（長時間にわたる街頭演

説の規制)が準用されます(法201の12③)。

### **(3) 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用**

政党その他の政治活動を行う団体は、選挙の告示日から選挙期日当日までの間は、政策の普及宣伝(政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。以下同じ。)及び演説の告知のための自動車の使用は禁止されていますが、確認団体は、告示日から選挙期日前日までの間に限り、政策の普及宣伝及び演説の告知のために自動車を使用することができます(法201の9①)。

#### **ア 使用できる自動車の台数**

政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用できる自動車の台数は、確認団体の本部及び支部を通じて1台です(法201の9①)。

なお、政策の普及宣伝及び演説の告知以外の目的で使用される事務連絡用や役員用の乗用車には、台数に制限はありません。

#### **イ 使用の方法**

政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用する自動車には、市選管から交付を受けた表示板を掲示しなければなりません(法201の11③)。

この表示板は、確認書の交付と同時に市選管から交付されます。

使用する自動車の形式、種類及び乗用人員についての制限はありませんが、交通取締法規による制限がありますので、警察署長の許可を必要とする場合もあります。

なお、当該自動車には、看板等を取り付けて走行することもできますが、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することは禁止されています(法201の13①)。

### **(4) 政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機の使用**

政党その他の政治活動を行う団体は、選挙の告示日からの選挙期日当日までの間は、政策の普及宣伝(政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。)及び演説の告知のための拡声機の使用は禁止されていますが、確認団体は、告示日から選挙期日前日までの間に限り、政策の普及宣伝及び演説の告知のために、政談演説会の会場、街頭政談演説(政談演説を含む。)の場所及び前述(3)の自動車の車上において拡声機を使用することができます(法201の9①)。

## (5) ポスターの掲示

政党その他の政治活動を行う団体のポスターの掲示は、選挙の告示日から選挙期日当日までの間は禁止されますが、確認団体は、告示日から選挙期日前日までの間に限り、政治活動用のポスターを次により掲示することができます。なお、この政治活動用ポスターは、選挙当日も掲示しておくことができます（法 201 の 9①、法 201 の 11⑦、法 143⑥）。

また、政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マークのみを表示したポスターの掲示も、政治活動用ポスターの掲示に含まれます。

### ア ポスターの証紙

確認団体が掲示するポスターには、市選管が交付する証紙を貼らなければなりません（法 201 の 11④）。

証紙の交付を受けようとする場合は、市選管から交付を受けた確認書又はその写しを提示して「政治活動用ポスター証紙交付票」を受け、掲示しようとするポスターの種類及び枚数を明示し、その見本 1 枚（記載内容の異なるごとに 1 枚）を添え、市選管へ請求してください。

### イ 掲示のできるポスターの規格と枚数

#### (ア) 規格（法 201 の 9①Ⅳ）

長さ 85 cm×幅 60 cm以内のものであること

#### (イ) 枚数（法 201 の 9①Ⅳ）

当該選挙の行われる区域につき 1,000 枚以内

### ウ ポスターの記載内容（法 201 の 9②、201 の 6②、法 201 の 11⑤）

このポスターは、確認団体の政策の普及宣伝のほか、所属候補者又は支援候補者の選挙運動のためにも使用することができますが、当該選挙の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項は記載できません。

掲示するポスターには、その表面に当該確認団体の名称並びに掲示責任者及び印刷者の住所氏名（法人にあっては所在地及び法人名）を記載しなければなりません。

### エ ポスターの掲示箇所（法 201 の 11⑥、法 145、規則 31 の 3①）

政治活動用ポスターは、橋りょう、電柱、公営住宅並びに地方公共団体の管理する食堂及び浴場を除き、国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、掲示できません。

なお、他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がいない場合はその管理者、管理者がいない場合はその所有者の承諾を得なければなりません。承諾を得ないで掲示されたポスターは、居住者、管理者又は所有者において撤去することができます。

オ ポスターの撤去義務（法 201 の 11⑦、法 178 の 2）

所属候補者又は支援候補者の選挙運動のために使用したポスターについては、選挙期日後速やかに撤去しなければなりません。

**(6) 立札及び看板の類の掲示**

政党その他の政治活動を行う団体が政治活動のために使用する立札及び看板の類については、選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り、その本部又は支部の事務所において使用するものを除き、掲示することができません。

ただし、確認団体は、告示の日から選挙期日の前日までの間に限り、次により立札及び看板の類を掲示することができます。

「の類」とは、プラカード、横断幕等であって、その使用方法から見て、立札、看板に類するものと認められるものをいいます。

なお、これらの立札及び看板の類については、規格の制限はありません。

ア 掲示することができる立札及び看板の類

(ア) 政談演説会の告知のために使用するもの（法 201 の 9 ①）

a 掲示数（法 201 の 11⑧、⑨）

一の政談演説会ごとに立札及び看板の類を通じて 5 以内

政談演説会の開催につきその告知のために使用する立札及び看板の類には、市選管が交付する表示をしなければなりません。

なお、この表示は、政談演説会の開催の届出をした際に交付されます。

また、この立札及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

b 掲示箇所の制限（法 201 の 11⑥、法 145、規則 31 の 3 ②）

政談演説会の開催告知用の立札及び看板の類は、開催当日における会場内及び会場前並びに橋りょう、電柱、公営住宅、公園、広場、緑地及び道路において掲示する場合を除き、国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、掲示できませ

ん)。

(イ) 政談演説会の会場内で使用するもの (法 201 の 9 ①)

(ウ) 前述 5 (3) の自動車に取り付けて使用するもの (法 201 の 9 ①V)

イ 立札及び看板の類の記載内容 (法 201 の 13①)

確認団体が掲示できる当該立札及び看板の類には、特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載することができません。

ウ 立札及び看板の類の撤去義務 (法 201 の 11⑩)

これらの立札及び看板の類は、政談演説会が終了し、又は自動車の使用を止めた場合においては、直ちにこれを撤去しなければなりません。

## (7) ビラ (これに類する文書図画を含む。以下同じ。) の頒布

政党その他の政治活動を行う団体が政治活動のために行うビラの頒布は、その選挙の告示日から選挙期日当日までの間には行うことができませんが、確認団体は、告示日から選挙期日前日までの間に限り、市選管に届け出たビラ 2 種類以内を頒布することができます。しかし、散布することは禁止されています。「散布」とは、個々に分け与えることなく、一時に多数人に対してばらまくことをいいます (法 201 の 9 ①)。

なお、頒布の態様等については、次のような制限がありますので、十分注意してください。また、次に該当しなくても、いわゆる戸別訪問に該当するような方法では頒布できません。更に、街頭における頒布について道路交通法上所轄警察署長の許可が必要とされている場合は、許可を得なければ頒布できません。

ア 頒布できない場所 (法 201 の 13①)

国若しくは地方公共団体が所有し又は管理する建物 (専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。) では頒布できません。

ただし、これらの建物であっても、郵便又は新聞折込みの方法によって頒布する場合及び確認団体の政談演説会がこれらの建物で開催される場合は、その開催中会場で頒布することは認められています (法 201 の 13①)。

イ ビラの種類、規格等 (法 201 の 9 ①)

頒布することができるビラは、市選管にその見本 1 枚 (記載内容の異なるごとにそれぞれ 1 枚) を添え、「政治活動用ビラ届出書」により届け出た 2 種類以内であれば、規格及び頒布する枚数には制限はありません。

なお、「政治活動用ビラ届出書」の用紙は、確認書交付の際、併せて市選管から

交付されます。

ウ ビラの記載内容（法 201 の 11⑤、法 201 の 9②、法 201 の 6②）

ビラの表面に当該確認団体の名称、選挙の種類及び公職選挙法第 14 章の 3 の規定によるビラである旨を表示する記号を記載しなければなりません。

なお、このビラは、確認団体の政策の普及宣伝のほか、所属候補者又は支援候補者の選挙運動のためにも使用できますが、当該選挙の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項は記載することができません。

## (8) 連呼行為

確認団体は、一定の場所においてのみ政治活動のための連呼行為（選挙運動にわたる連呼はできない。）に限り次のア、イの場合はできます。

連呼行為とは、短時間に同一内容の短い文言を連続して繰り返し呼称することをいいます。

ア 連呼行為が許される場所（法 201 の 13①）

(ア) 政談演説会場及び街頭政談演説の場所

(イ) 政策の普及宣伝及び演説のための告知のために使用する自動車の上  
午前 8 時から午後 8 時までの間に限り行うことができます。

イ 他の選挙の当日における制限

他の選挙の当日、当該選挙の投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から 300 m 以内の区域では、宣伝告知のために使用する自動車の上での連呼行為をすることはできません（法 201 の 12②）。

ウ 当該連呼行為には、法第 140 条の 2 第 2 項（学校、病院、診療所等の周辺における静穏の保持）の規定が準用されます（法 201 の 13②）。

## (9) 特定候補者の氏名等の記載

政党その他の政治活動を行う団体は、確認団体であると否とを問わず、告示日から選挙期日当日までの間は、**いかなる名義をもってするを問わず、政治活動として頒布し、又は掲示する一切の文書図画（新聞紙、雑誌及びインターネット等を除く。）に当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することができません**（法 201 の 13①）。

したがって、例えば、政談演説会の告知のために使用する立札及び看板の類に掲示責任者として当該特定の候補者を記載することはできません。

## (10) 国若しくは地方公共団体が所有し又は管理する建物における文書図画の頒布

政党その他の政治活動を行う団体は、その選挙の告示日から選挙期日当日までの間は、国若しくは地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）において文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）をすることができません。ただし、確認団体はこれらの建物で開催される政談演説会の会場において頒布することができます（法 201 の 13①）。

## (11) 機関新聞紙、機関雑誌への選挙に関する報道、評論の掲載

政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、告示日から選挙期日当日までの間、次のような条件を備えたものでなければ、その選挙に関する報道及び評論を掲載することができません（法 201 の 15①）。

ア 確認団体の発行するものであること。

イ 確認団体の本部で直接発行するものであること。

ただし、号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するものは除かれます。

ウ 通常の方法により頒布するものであること。

「通常の方法」とは、当該機関新聞紙又は機関雑誌で引き続いて発行されている期間によって次のように定められています（法 201 の 15①、法 148②）。

(ア) 引き続いて発行されている期間が 6 月に満たないもの

政談演説会の会場において頒布する方法に限られます。

なお、機関雑誌については、通常の方法として政談演説会場での頒布の実績がある場合のみ頒布することができます。

(イ) 引き続いて発行されている期間が 6 月以上のもの

告示の日前 6 月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法は除かれます。

エ 市選管に届け出たもの各 1 であること。

届出には、「政治活動用機関紙（誌）届出書」に当該機関新聞紙又は機関雑誌の名称、編集人及び発行人の氏名、創刊年月日、発行方法及び引き続いて発行されている期間の記載をしなければなりません（法 201 の 15②、令 129 の 7）。

なお、届出機関新聞紙又は機関雑誌の号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するもので、当該選挙に関する報道及び評論を掲載していないものについても、特



定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項が記載されているときは、当該選挙の行われる区域内においては頒布できません（法 201 の 15③）。

## 政治団体確認申請書

令和6年4月21日執行碧南市長選挙における本政党その他の政治団体の所属（支援）候補者は、下記のとおりであります。公職選挙法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政党その他政治団体であることを確認願いたく、ここに申請します。

令和6年4月14日 ←告示日（立候補届出日）以降

政治団体設立届に記載された内容とおりに記載してください。	政党その他の政治団体の名称	〇 〇 〇 会
	事務所所在地	碧南市△△町〇丁目□番地
	代表者氏名	選挙太郎

碧南市選挙管理委員会  
委員長 栗津康之 殿

記名+押印または本人署名

記

### 1 所属（支援）候補者氏名等

候補者氏名	立候補届出年月日
碧南太郎	令和6年4月14日

戸籍に記載された名前を記載してください。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書

(政党その他の政治団体の名称)

私は、令和6年4月21日執行碧南市長選挙において、**〇〇〇会**が  
公職選挙法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受けるにつき、同政党その他の  
政治団体の支援候補者とされることに同意いたします。

令和6年4月14日 ←告示日（立候補届出日）以降

(政党その他の政治団体の名称及び代表者氏名)

**〇〇〇会**  
**選挙太郎**

殿

政治団体設立届に記載された内容とおりに記載  
してください。

候補者氏名

**碧南太郎**

戸籍に記載された名前を記載してください。

記名+押印または本人署名

(市選管作成)

第 号

確 認 書

- 1 選挙名 令和6年4月21日執行碧南市長選挙
- 2 政党その他の政治団体の名称
- 3 事務所所在地
- 4 代表者氏名
- 5 所属（支援）候補者の数 名

上記の団体は、公職選挙法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政党その他の政治団体であることを確認する。

令和6年4月 日

碧南市選挙管理委員会 印

政治団体確認申請書等提出後、碧南市選挙管理委員会より交付する書類  
です。

政談演説会開催届出書

令和6年4月14日



碧南市選挙管理委員会

告示日（立候補届出日）以降

委員長 栗津康之 殿

政治団体設立届に記載された内容と  
おり記載してください。

政党その他の  
政治団体の名称

〇〇〇会

事務所所在地

碧南市△△町〇丁目〇番地

代表者氏名

選挙太郎

記名+押印または本人署名

令和6年4月21日執行の碧南市長選挙の政談演説会を次のとおり開催しますので届けて  
出ます。

開催日時	令和6年4月15日18時00分
使用する施設の 名称	〇〇〇〇館 ホール
使用する施設の 所在地	碧南市〇〇町〇丁目〇番地
開催責任者の住 所及び氏名	碧南市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇〇〇

開催責任者（代表者でも可）を記載してください。

政談演説会立札 等の表示の交付	番号	※	交付月日	※	月	日
--------------------	----	---	------	---	---	---

備考 1 ※欄は、記載しないこと。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の  
提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及  
び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の  
政治団体の代表本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

(市選管作成)

第 号 (政党その他の政治団体の名称) ○ ○ ○ 会 (責任者氏名) ○ ○ ○ ○					
令和6年4月21日執行碧南市長選挙 政治活動用ポスター証紙交付票					
碧南市選挙管理委員会 印					
ポスターの種類	同 左 枚 数	証 紙 交 付			碧南市選挙管理 委員会取扱者名
		番 号	枚 数	月 日	
A	500	証紙交付欄は記入しな いでください。			
B	500				
↑					
ポスターの種類ごとに記号 をつけるなど、区別できる ようにしてください。					
				枚	

- 備考 1 掲示しようとするポスターの種類ごとに見本1枚を添付してください。
- 2 この交付票で証紙1,000枚を交付します。証紙1,000枚を交付したときは、この交付票は選挙管理委員会へ返していただきます。なお、証紙の交付が1,000枚に達しないときは、交付枚数及び取扱者名を記載して提出者にお返しします。
- 3 政党その他の政治団体の責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の責任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

政治活動用ビラ届出書

令和6年4月14日



碧南市選挙管理委員会

委員長 栗津康之 殿

告示日（立候補届出日）以降

政治団体設立届に記載された内容と おり記載してください。	政党その他の	○	○	○	会
	政治団体の名称				
	責任者氏名	○	○	○	○

責任者（代表者でも可）を記載してください。

記名+押印または本人署名

令和6年4月21日執行の碧南市長選挙について、公職選挙法第201条の9第1項の規定により政治活動用ビラを届け出ます。

- 備考
- 1 政党その他政治団体の責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の責任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。
  - 2 頒布しようとするビラの種類ごとに見本1枚を添付すること。

政治活動用機関紙（誌）届出書

令和6年4月14日



碧南市選挙管理委員会

告示日（立候補届出日）以降

委員長 栗津康之 殿

政治団体設立届に記載された内容とおりに記載してください。

政党その他の政治団体の名称 ○ ○ ○ 会

責任者氏名 選挙太郎

公 責任者（代表者でも可）を記載してください。

記名+押印または本人署名

区 分	新 聞 紙	雑 誌	備 考
機 関 紙 誌 名	○ ○ ○ ○		
発 行 回 数	〇〇回		
（ふりがな） 編 集 人 氏 名	（〇〇〇〇〇〇） ○ ○ ○ ○		
（ふりがな） 発 行 人 氏 名	（〇〇〇〇〇〇） ○ ○ ○ ○		
創 刊 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日		
発 行 方 法	定期、月1回、街頭 で通行人に配布、無 償	← 定期・不定期、月何回、通常 の配布方法、有償・無償を 記載してください。	
引 き 続 いて 発 行 さ れ て い る 期 間	○年○月		

備考 政党その他政治団体の責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の責任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。



令和6年4月 日



告示日（立候補届出日）以降

碧南市選挙管理委員会

委員長 栗津康之 殿

政党その他の  
政治団体の名称

事務所所在地

代表者氏名

政治団体設立届に記載された内容とおりに記載してください。

受領書

令和6年4月21日執行の碧南市長選挙における政党その他の政治団体に係る下記のものを受領しました。

記

名 称	数 量	番 号	摘 要
確認書	1 枚		
自動車の表示板	1 枚		
政治活動用ポスター交付票	1 枚		

令和6年4月 日

碧南市選挙管理委員会

委員長 栗津康之殿

告示日（立候補届出日）以降

政治団体設立届に記載された内容とおりに記載してください。

政党その他の政治団体の名称

事務所所在地

代表者氏名

受領書

令和6年4月21日執行の碧南市長選挙における政党その他の政治団体に係る下記のものを受領しました。

記

名 称	数 量	番 号	摘 要
政談演説会の表示	5枚		